沢田内科医院 ニュースレター Vol.7

ニュースレターは２年目に入りました

昨年 1 月に突如出現した『沢田内科医院ニュースレター』は順調に号を重ね、2 年目に入りました。「継続は力なり」というように、何事も継続しているとそれなりの意味を持つようになるものです。とにかく、継続することを第一に考え、奇数月の 15 日という発行期日をしっかり守ってきました。私たちが医院の中で何を考え、どんなことをしているかを知ってもらうことが第一の目的です。
そのために、具体的な内容だけでなく、医院内で起こったエピソードや、入院患者さんとの心の交流をエッセー風に書いたものを載せてきました。私たちの医院の雰囲気を知ってもらい、少しでも初めの目的が皆さまに伝わればと工夫したつもりです。
受付へ「次はいつ出ますか」と問い合わせがあったり、持ち帰ったニュースレターを読んで「感激しました」とわざわざ電話してくれた方もいらっしゃいました。これからもご愛読よろしくお願いいたします。

鎌田芽未ちゃんから本をもらいました !!

小学校 3 年生の鎌田芽未ちゃんがお母さんに連れられて私の医院へ来ました。医院の待合室には本が置いてあり、誰でも自由に読むことができますし、家へ持ち帰って読むこともできます。

本好きの芽未ちゃんはさっそく本を探しましたが、子どもの本がありませんでした。
というのは、この本棚には私が読んだ本を入れて自由に読んでもらっていますので、子どもの本は全くないのです。芽未ちゃんは私の医院は気に入ってくれましたが、子どもの本がないことだけが不満だったようです。
そこで、芽未ちゃんは自分の本を医院に持ってきてくれると言い出しました。ということで年末の忙しい時期にお母さんと本を選んで持って来てくれました。ありがとう、芽未ちゃん！！

本棚を背に笑顔の鎌田芽未ちゃん
（お母さんも一緒に写そうとしましたが失敗しました。
顔を貸してくれませんでした。）

救急救命士の気管内挿管は危険か？

秋田県で救急救命士が気管内挿管を行っていることが分かり、これは違法なので救急車から挿管のための道具一式を降ろしたという。気管内挿管は医師にしか認められていない医療行為だからだという。その後、山形県や青森県でも同様の事例があることが分かり、同様の処置がとられたようです。人の命を助けるために行われ、現実に助けられた人がいるという行為が、法律に違反するから止めさせられるというのはどういうことでしょうか。

さて、気管内挿管といってもどんなものか想像がつかない人がいると思います。外傷や脳出血、気管支喘息重積発作など重症な病気の場合には病院に着く前に呼吸が止まってしまうことがあります。その時に、口から気管に細い管を通し、呼吸ができるようにします。これを入れると人工呼吸が簡単にでき、十分量の酸素を肺に送ることができます。また、嘔吐した場合でも吐いた食べ物が気管や肺に入らないという利点があります。これを気管内挿管といいますが、気管を傷つけたり、気管ではなく食道に入れたまま空気を送ってしまうということが起こりえます。

法律で医師にしか認められていないと言われていますが、医師であれば気管内挿管は安全にできるのでしょうか。救急救命士が気管内挿管をすることは本当に危険なことなのでしょうか。確かに意識がある患者さんに急いで気管内挿管をすることは確実に出来ないことがあります。これはトレーニングされていればできることですが、医師であればみんながトレーニングされているかといえばそうではありません。むしろ、きちんとしたトレーニングを受けた救急救命士であれば不慣れな医師よりも安全に確実に挿管することができると私は考えます。

かなり前には、血圧を測ることが医療行為だと言われた時期がありました。しかし、今は自動血圧計もあり、一般の人たちが簡単に血圧を測っています。これと比べることは適当ではないかもしれませんが、医療行為の解釈は時代とともに変わってきます。気管内挿管は病院や救急車の中という特定の場所でしか行われません。きちんとトレーニングを受けた救急救命士が行うのであれば、一般の医師が行うよりも安全確実です。つまり、資格に関係なく、トレーニングを受けた人が行えばいいのです。現実問題として気管内挿管が必要な場面に出会うのは、救急救命士なのです。不備であれば法律を変えることです。人の命を助けるのに資格は関係ありません。

澤田美紀子さんが持っているのが 気管内挿管用のチューブです。
私は西目屋村、美紀子さんの両親は相馬村出身です。

薬だけをもらいに来る方へのお願い

ー　診察を受けられない場合は状況をお知らせ下さい　ー

医師法第２０条（無診察治療等の禁止）
「医師は、自ら診察しないで治療をし、若しくは診断書若しくは処方箋を交付し、自ら出産に立ち会わないで出生証明書若しくは死産証明書を交付し、又は自ら検案をしないで検案書を交付してはならない。」

医師法という私が従わなければならない法律の一条文を書きました。これは診察をしないで治療したり、薬を出したりしてはいけないということを明文化したものです。これまでも診察を受けずに薬だけをもらっていた人はたくさんいます。そして、私たちの医院だけでなく、他の医院や大きな病院からも同じように薬だけをもらってきた経験があると思います。しかし、これは本当は認められていないのです。診察しないで「今日は薬だけ下さい」というのは、法律に違反しているのです。

しかし、現実問題として、いろいろな事情で患者さん本人が診察を受けに来られない場合があります。でも、治療は続けなければいけません。診察を受けないで薬を出すのは医師法違反だからと薬を出さないで治療を中断するわけには行きません。

法律で決まっているから出せないのではありません。血圧を測らずに薬だけを飲んでいると、実は血圧が下がっていなかったとか、副作用がでているのに気がついていなかったということが起こります。コレステロールの薬を飲んでいても、体重も減らずコレステロール値も全く下がっていなかったということが起こります。薬をもらうもらわないの問題ではなく、診察をして治療がきちんとなされるということが大切なのです。そのために、長期間にわたり薬だけをもらうというのはいいことではないのです。生きていくために病気の治療をしているわけですから、皆さんの生活が優先します。ただ、長い目で見て現在の生活を犠牲にしてでも入院したり、通院しなければならないことがあります。

皆さんの状況が全く分からずに薬だけを出すよりも、患者さん本人が来院できない場合は薬を取りに来た家族の人が必ず状況をお知らせ下さい。以前と変わりがない場合でもそのようにお知らせ下さい。それをカルテに書きとめておきます。場合によっては何か助言をします。これが法律違反かどうかはともかくとして、病気の治療をするといっても、皆さんの生活があってのことですので、都合の悪い方には薬だけでも私は出します。しかし、患者さんの状況が分からずに薬だけを続けることは患者さん自身のためにはよくありません。私が安心して治療を続けられるためにも状況をお知らせ下さい。

慎太郎君はなぜ食べられなかったか

柔道の選手である中学 1 年生の慎太郎君が青白い顔をして外来に来ました。一緒について来たお母さんに似て、立派な体格をしていますが、声を出してはっきり聞こえるように話すことがあまりありません。少し恥ずかしがり屋のところがあります。

咳があり、のどが痛い、体がだるいなどという症状があり、どうも風邪をひいたらしい。その頃は、ウイルス性の胃腸炎で受診する子どもが多かったので吐き気、下痢がないかを聞いた。そして、「ご飯は食べましたか？」と聞くと、「・・・・・・・・・」と答えません。いつも声に出してはっきり答えてくれることが少ないので、私は「食べたの、食べなかったの？」と聞くと、頭で食べないと答えました。「食欲がなくて食べなかったの？」と聞くと、頭を横に振ります。「吐きそうで食べられなかったの？」と聞いても、頭を横に振ります。そこで、「お母さんが用意してくれなかったから食べなかったの？」と聞くと、頭を縦に振りました。そばにいたお母さんは「・・・・・・・・・」と空いた口がふさがらなくなってしまいました。

それから 1 ヶ月ほどして、同じ症状で慎太郎君が受診しました。恥ずかしがり屋なのか、この時もハイ、イイエで答える質問でしか状況を聞き出すことができませんでした。質問の最後に、「ご飯は食べましたか？」と聞くと、「お母さんが用意してくれなかったので食べていません」と初めてはっきりした大きな声で答えてくれました。そばにいたお母さんは立つ瀬がありません。「・・・・・・・・・☆！？。でも、この子、昨日の夜は 2 合も食べたんですよ！！」と。

お母さんの話だと、医院に来る直前まで寝ていて起きてこなかったのがご飯を食べて来ない本当の理由のようでした。柔道ができる体格の慎太郎君ですので、普段は人一倍ご飯を食べているのでしょう。症状を軽くするために薬を少し出して、「もう少し気合を入れるように」と教育的指導をして診察は終わりました。

医院のホームページもご覧ください。
このニュースレターの内容はホームページと重複している部分が多数あります。

診 療 時 間

	月	火	水	木	金	土	日
9:00~12:30	診療						休診
12:30~ 2:00	昼休み		休診	昼休み		休診	
2:00~ 6:00	診療			診療			

※時間外と休日は電話(37-7755)でご連絡をお願いします。
入院病棟に必ず看護婦がいます。

所　在　地

発　　行：　〒036-8261 青森県弘前市茂森新町 1-6-4　沢田内科医院　院長　沢田美彦
ホームページ：　http://www.jomon.ne.jp/~ysawada/　　TEL 0172-37-7755　FAX 0172-37-7788